

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

29

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

総合保養地域整備法第6条に規定する基本構想の変更及び廃止に係る手続の見直し

提案団体

宮城県、三重県

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

総合保養地域整備法第6条の主務大臣同意要件の廃止

具体的な支障事例

総合保養地域整備法第5条に規定する都道府県の基本構想については、同法制定後 30 年を経た社会経済情勢の変化により、法制定時に想定された国民の潜在的需要等が既に意味を失っており、企業の開発についても人口減少社会の本格化等を踏まえ推進一辺倒の時代ではなくなっていることから、都道府県の実情に合わせた変更や廃止を含めた必要な措置を行うことが相当である。一方、国が基本構想の変更や廃止にあたって政策評価の実施等を行った上で同意するという仕組みを堅持しており、事務負担が極めて大きいために変更や廃止が進んでおらず、基本構想の存在自体が地域振興において国による一種の足枷となり、地方自治体の創意工夫による地域振興を阻害している側面がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

総合保養地域整備法については、地方分権改革の進展により、国の同意といった全体的な統制の下で制度運用する実務上の意義を既に失っている。整備済の総合保養地域の活用や廃止も含めたあり方については地方の意思決定に委ねるべく、国の同意や基本方針における手続を廃止し、報告徴収といった最低限の関与による機動的な運用を認めることで、地方が主体的に取り組む地域振興策の一層の推進が図られ、地域社会の持続的な発展に資することが期待される。

根拠法令等

総合保養地域整備法第4条、第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

鳥取県、福岡県

—

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

62

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

市町村農業振興地域整備計画の変更手続きにおける審査申立に係る処理期間の緩和

提案団体

三重県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律第11条に基づく市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更における審査申立に対しては、審理の内容や複雑さにより当該期間内の都道府県知事による裁決が困難な場合があるため、各都道府県が標準処理期間を設定できるよう制度の改正を求める。

具体的な支障事例

農業振興地域の整備に関する法律第11条における審査申立については、同条第6項に規定する期間(60日)中に裁決を行う必要があるが、審査請求人への不服内容に係るヒアリングや処分庁(市町村)からの弁明の聴取など、審査請求人と処分庁双方の主張や事実関係、関連する資料を収集整理する一連の過程に長期を要するため、当該期間を超過する場合が発生している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

制度や運用の実態に応じて、地域の実情に照らした処理期間の設定が可能となり、地方公共団体の事務の安定に資する。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

延岡市

—

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

127

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

農業振興地域の整備に関する法律施行規則および農地法施行規則に基づく公共性の高い事業および施設、特別の立地条件を必要とする事業の規制緩和

提案団体

南城市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農振法施行規則第4条の5第1項第28号及び農地法施行規則第37条第13号の次に「都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)に定める土地利用の用に供する事業で当該市町村と連携する事業の用に供される施設」を追加。
農地法施行規則第35条第4号に規定する「流通業務施設」の次に「食品等製造業者等」を追加。
農地法施行規則第35条第4号口の規定を「おおむね千メートル以内」に改正。
農地法施行規則第35条第4号口に規定する道路施設は、都市計画決定等を受け、事業に着手している道路については、その時点から規定に該当するよう柔軟な制度へ改正。

具体的な支障事例

沖縄県は、東アジア及び東南アジアと日本本土との中心に位置する地理的優位性から、国際物流産業を重要な分野と位置付け、積極的な企業誘致に取り組んでおり、県内企業の規模拡大による再配置や付加価値の高い製品を開発する企業の集積が進んでいる。
一方、県都那覇市近郊では、企業ニーズに対応できる規模の産業用地が不足し、近隣市町村の高速道路やインターチェンジ周辺への企業立地の需要が高まっている。
当市においても、整備中である地域高規格道路南部東道路および4つのインターチェンジの供用を見据え、その周辺や既存の那覇空港自動車道周辺において物流倉庫や食品製造業等の企業から立地相談を多く受けているが、農用地区域からの除外や農地転用の規制により企業ニーズに対応できず、当市の産業振興に大きな影響を与えている。
農用地区域からの除外および農地転用許可の特例として、農村産業法や地域未来投資促進法があるが、農村産業法は、沖縄振興特別措置法第115条において適用除外となっており、地域未来投資促進法は、事業者の牽引事業計画に示す具体的かつ必要最小限の面積での特例しか認められていないため、当市の目指す土地利用や都市計画、企業ニーズに応じた産業適地を予め先行して用意することが困難な状況となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

沖縄県内製造業等の規模拡大・高度化による競争力の強化および沖縄県の進める臨空・臨港型産業の更なる集積に繋がり、沖縄県の地理的優位性を活かし、アジアへ展開する高付加価値な先端企業の集積を図ることができる。また、産業用地の確保、企業立地による雇用の場の創出により、都市部への人口流出を防ぎ、地方へのUターン、Iターンなど地域活力の維持発展に繋がる。さらに、交流人口の拡大による地域経済に潤いをもたらす。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項、農地法施行規則第35条第4号、第35条第4号口、第37条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

須賀川市、下呂市、四日市市

—

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

129

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方分権を妨げる各種計画の策定義務付けの廃止

提案団体

和歌山県

制度の所管・関係府省

—

求める措置の具体的内容

地方分権を妨げる各種計画の策定(国が地方に対する関与を維持しようと意図する努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付け廃止

具体的な支障事例

地方自治体における計画策定は、地方における行政運営の手法として、住民自治の理念に叶う効果的な手法である。

しかし、第1次地方分権改革後の平成12年頃から、法令によって地方に計画等の策定を求める規定が増え、地方分権改革が始まる直前の157件(平成4年)から390件(令和元年)まで増加した。また、計画の策定が財政・税制上の優遇や規制緩和の条件・前提となっていたり、法律で国等の基本方針等に即することが必要になる場合があり、自治体の判断が国の方針や枠組みに制約・誘導されている。これらは国による「ソフトな規制」とも言えるものであり、自治体の自主性を損なうだけでなく、負担を増大させている。

こうした傾向は、第1次地方分権改革後に、引き続き国が地方に対する関与を維持しようと意図し、「努力義務」又は「任意」による計画等の策定を促し、場合によっては財政的なインセンティブを絡めることによって地方を誘導しようとする手法に転換したのとも言える。

従って、国が地方に対する関与を維持しようと意図する計画の策定(努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付けは全て廃止し、国の計画の範囲において地方自治体が各々の判断で主体的に計画を策定できるようにすべきである。また、地方への資源配分のために計画が必要となるのであるならば、地方自治体に計画策定を求めるのではなく、国の計画においてその資源配分計画を記載し、地方自治体の実施内容は地方に任せるべきである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体による主体的な計画策定が可能となる。
また、国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方自治体自らの創意工夫に基づく計画的な手法による施策の実行が可能となる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、宮城県、高崎市、千葉県、柏市、川崎市、山梨県、半田市、京都市、城陽市、香川県、高知県、延岡市

—

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

211

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

新規就農促進に係る類似事業の一本化

提案団体

栃木県、福島県、茨城県、群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農業次世代人材投資事業(準備型)と就職氷河期世代の新規就農促進事業の一本化

具体的な支障事例

農業次世代人材投資事業(準備型)と「就職氷河期世代の新規就農促進事業」は事業スキームが同じである。交付対象者にとっては、同様の制度が2つあることで、混乱を招く一因となっている。また、交付主体としては、定める実施要綱の違いにより、補助金業務を各事業ごとに行うこととなるため事務量が倍となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

交付対象者に対する制度の明瞭化
事務負担軽減による事務の効率化

根拠法令等

農業人材力強化総合支援事業実施要綱、新規就農者確保加速化対策実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

愛知県、四日市市、久留米市、大分県、宮崎県、延岡市、鹿児島県

○農業次世代人材投資事業(準備型)と「就職氷河期世代の新規就農促進事業」の違いは、年齢要件だけであるが、「就職氷河期世代の新規就農促進事業」は、「農業次世代人材投資事業(準備型)」に含まれている。

《参考》

・農業次世代人材投資事業(準備型)

年齢要件:49歳以下

・就職氷河期世代の新規就農促進事業

年齢要件:30歳以上49歳以下

交付対象者にとっては、同様の制度が2つあることで、混乱を招いており、現に県(国)より提出書類の変更指示もあっており、毎年どちらで提出すべきか確認しながら事業を実施している。

事業を円滑に推進するためにも、一本化することが望ましいと考える。

○提案県記載のとおり、当県においても補助金業務に係る事務量が倍となっているため。

○要綱要領の改正手続き、事業計画の申請手続き、補助金交付申請手続きなどの事務手続きが二重になり負担である。

○就職氷河期世代の新規就農促進事業については、補正予算事業のため単年度の事業となっており、柔軟な研修内容の変更(期間延長など)ができないため、農業次世代人材投資事業(準備型)と一本化が望ましいと考える。

○就職氷河期世代の新規就農促進事業の交付対象者は、2年目の研修を追加する事が出来ず、受領対象とならなかった。交付対象者の希望に沿えるような運用ができないため、農業次世代人材投資事業に統一した施行が交付対象者にとっても適切である。

○当県においても、国の「農業次世代人材投資事業(準備型)」や「就職氷河期世代の新規就農促進事業」を活用し、就農に向けて必要な研修を受ける者に対して資金を交付しているが、両事業は、交付対象者の年齢が異なること以外は同様の内容となっており、制度周知や事務の効率化の点で、事業を一本化することが望ましい。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

214

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

複数年契約を行う大規模な木造公共施設等への支援

提案団体

福井県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

大規模な木造公共建築物の整備については、木材調達や工事の完成までに複数年を要することから、複数年での契約の場合でも補助対象となるよう制度を見直すこと

具体的な支障事例

大規模な公共建築物を木造で建設する場合は、木材調達と工事に時間を要するため、複数年での契約が必要であるが、農林水産省(林野庁)の事業では単年度契約が補助要件となっており補助対象とならない。当県では、特別支援学校(木造平屋、H17開校)の建築の際、建築の材料として利用される県産スギの準備に約一年を要し、工事期間が複数年となった。

また、近年では博物館の木造建築において、材料(県産スギ等)調達から工事竣工までに約一年半を要している。

支障事例としては、当県の市役所が木造化を検討した際、本体部分の木造化が単年度で工事が終了しないことから申請を断念した事例がある。

国土交通省所管の社会資本整備総合交付金では一括設計審査として、複数年の事業が認められているものもあり、当該交付金についても複数年事業を補助対象とすべき。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

木造公共建築物の増加
地域の木材産業・林業の活性化

根拠法令等

林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領 別紙3の1

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、盛岡市、宮城県、山形県、山梨県、長野県、京都市、大阪府、兵庫県、奈良県、大分県、宮崎県

○複数年契約となる大規模な施設整備事業は、補助対象とならない。また、木材使用量が多ければ多いほど、調達期間の確保が重要であるが、複数年契約にすると、補助対象とならない矛盾が生じている。

○支障事例として、当県の市町村において、同事業を活用して公共建築物の木造化を図ろうとしたが、本体部分の工事が単年度で完了しない計画となっていたことから申請を断念した事例がある。

- 大規模木造建築の場合、当県においても木材調達に不足の日数を要する可能性があることから、同様の制度改正の必要性を認めております。
- 自治体庁舎の建替や駅前再開発に係る大規模施設建築など、工期が複数年にわたる可能性のある事案が、今後、複数計画されており、補助事業の対象外となってしまう懸念がある。
- 公共施設の木造化を進めるにあたり、建築工事の前年度に木材の材料調達を行う分離発注方式を行っている市町村があるが、前年度に実施した材料調達の経費は補助対象外となるため、市町村から複数年施工に対応した事業創設の要望がある。